



2020年12月16日

各 位

会 社 名 小倉クラッチ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小倉 康宏  
(コード番号：6408)  
問合せ先 執行役員経営管理本部長 関根 秀利  
(TEL. 0277-54-7101)

## 有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ

当社は、第87期（平成28年3月期）から第92期（2021年3月期）第1四半期までの訂正後の連結財務諸表及び第92期（2021年3月期）第2四半期の連結財務諸表において、限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書及び四半期レビュー報告書をそれぞれ2020年12月16日に受領いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 監査及びレビューを実施した監査法人の名称  
有限責任 あずさ監査法人

2. 監査報告書及び四半期レビュー報告書の内容

(1) 第87期（平成28年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第87期（平成28年3月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当連結会計年度において連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は4,540百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は1,660百万円であり、連結貸借対照表の総資産の15.1%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、当該商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品179百万円、仕掛品383百万円、原材料及び貯蔵品639百万円の実在性及び正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品22百万円、仕掛品416百万円、原材料及び貯蔵品674百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当連結会計年度におけるこれらの資産の期首残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上原価6,995百万円についても、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当連結会計年度の連結財務

諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(2) 第88期(平成29年3月期) 有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第88期(平成29年3月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当連結会計年度において連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機(東莞)有限公司の総資産は4,440百万円、小倉離合機(長興)有限公司の総資産は1,855百万円であり、連結貸借対照表の総資産の15.4%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、当該商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品293百万円、仕掛品262百万円、原材料及び貯蔵品634百万円の実在性及び正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品179百万円、仕掛品383百万円、原材料及び貯蔵品639百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当連結会計年度におけるこれらの資産の期首残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。したがって、当監査法人は、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上原価6,198百万円についても、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

この結果、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当連結会計年度の連結財務諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(3) 第89期(平成30年3月期) 第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第89期(平成30年3月期)第3四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機(東莞)有限公司の総資産は4,550百万円、小倉離合機(長興)有限公司の総資産は2,018百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の15.8%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第3四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品313百万円、仕掛品469百万円、原材料及び貯蔵品773百万円の実在性及び

正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品 293 百万円、仕掛品 262 百万円、原材料及び貯蔵品 634 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第 3 四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価 5,949 百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当第 3 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2017 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 3 四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第 3 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### (4) 第 89 期（平成 30 年 3 月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 89 期（平成 30 年 3 月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当連結会計年度において連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は 4,708 百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は 2,323 百万円であり、連結貸借対照表の総資産の 16.9%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、当該商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品 503 百万円、仕掛品 521 百万円、原材料及び貯蔵品 766 百万円の実在性及び正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品 293 百万円、仕掛品 262 百万円、原材料及び貯蔵品 634 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当連結会計年度におけるこれらの資産の期首残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上原価 8,134 百万円についても、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2018 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当連結会計年度の連結財務諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫

理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(5) 第90期（平成31年3月期）第1四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第90期（平成31年3月期）第1四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は4,594百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は2,346百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の17.0%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第1四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品313百万円、仕掛品397百万円、原材料及び貯蔵品703百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品503百万円、仕掛品521百万円、原材料及び貯蔵品766百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第1四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価2,195百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当第1四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第1四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(6) 第90期（2019年3月期）第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第90期（2019年3月期）第2四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は4,833百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は2,500百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の17.6%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品325百万円、仕掛品556百万円、原材料及び貯蔵品689百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監

査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品 503 百万円、仕掛品 521 百万円、原材料及び貯蔵品 766 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第 2 四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価 4,545 百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当第 2 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2018 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 2 四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第 2 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### (7) 第 90 期（2019 年 3 月期）第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 90 期（2019 年 3 月期）第 3 四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第 3 四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は 4,946 百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は 2,552 百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の 18.0%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第 3 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品 406 百万円、仕掛品 678 百万円、原材料及び貯蔵品 730 百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品 503 百万円、仕掛品 521 百万円、原材料及び貯蔵品 766 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第 3 四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価 6,790 百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当第 3 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2018 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 3 四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第 3 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第 3 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レ

ビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(8) 第90期（2019年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第90期（2019年3月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当連結会計年度において連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は5,283百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は2,358百万円であり、連結貸借対照表の総資産の17.9%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、当該商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品386百万円、仕掛品667百万円、原材料及び貯蔵品854百万円の実在性及び正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品503百万円、仕掛品521百万円、原材料及び貯蔵品766百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当連結会計年度におけるこれらの資産の期首残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上原価9,228百万円についても、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当連結会計年度の連結財務諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(9) 第91期（2020年3月期）第1四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第91期（2020年3月期）第1四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は5,210百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は2,303百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の17.3%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第1四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品481百万円、仕掛品513百万円、原材料及び貯蔵品977百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品386百万円、仕掛品667百万円、

原材料及び貯蔵品 854 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第 1 四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。したがって、当監査法人は、当第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価 2,238 百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。

この結果、当監査法人は、当第 1 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2019 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第 1 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### (10) 第 91 期（2020 年 3 月期）第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 91 期（2020 年 3 月期）第 2 四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第 2 四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は 5,037 百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は 2,227 百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の 17.5%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第 2 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品 315 百万円、仕掛品 450 百万円、原材料及び貯蔵品 867 百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品 386 百万円、仕掛品 667 百万円、原材料及び貯蔵品 854 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第 2 四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。したがって、当監査法人は、当第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価 4,746 万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。

この結果、当監査法人は、当第 2 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2019 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 2 四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第 2 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第 2 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(11) 第91期（2020年3月期）第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第91期（2020年3月期）第3四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は5,181百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は2,146百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の17.5%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第3四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品353百万円、仕掛品355百万円、原材料及び貯蔵品748百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品386百万円、仕掛品667百万円、原材料及び貯蔵品854百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第3四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価7,128百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当第3四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第3四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(12) 第91期（2020年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第91期（2020年3月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当連結会計年度において連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は5,590百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は2,196百万円であり、連結貸借対照表の総資産の18.3%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、当該商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品617百万円、仕掛品319百万円、原材料及び貯蔵品814百万円の実在性及び正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上され

ていた商品及び製品 386 百万円、仕掛品 667 百万円、原材料及び貯蔵品 854 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当連結会計年度におけるこれらの資産の期首残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。したがって、当監査法人は、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上原価 9,601 百万円についても、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

この結果、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2020 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当連結会計年度の連結財務諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### (13) 第 92 期（2021 年 3 月期）第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 92 期（2021 年 3 月期）第 1 四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第 1 四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は 4,694 百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は 2,064 百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の 17.0%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第 1 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品 410 百万円、仕掛品 274 百万円、原材料及び貯蔵品 930 百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品 617 百万円、仕掛品 319 百万円、原材料及び貯蔵品 814 百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第 1 四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。したがって、当監査法人は、当第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価 1,915 百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。

この結果、当監査法人は、当第 1 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の 2020 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第 1 四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第 1 四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に

従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(14) 第92期（2021年3月期）第2四半期報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第92期（2021年3月期）第2四半期の連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付適正意見の根拠は以下（原文抜粋）のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間において四半期連結財務諸表を構成する連結子会社である小倉離合機（東莞）有限公司の総資産は4,444百万円、小倉離合機（長興）有限公司の総資産は2,211百万円であり、四半期連結貸借対照表の総資産の17.2%を占めている。

これらの連結子会社において、過年度より実地棚卸及び原価計算が適切に実施されていないこと等の理由により、実在性及び正確性が確認できない商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が存在することが判明したことから、実在性及び正確性が確認できなかった商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を残高から減額し、同額を売上原価として計上した。このため、当監査法人は、当第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品658百万円、仕掛品273百万円、原材料及び貯蔵品975百万円の実在性及び正確性について、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。また、同様の理由から、当監査法人は、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた商品及び製品617百万円、仕掛品319百万円、原材料及び貯蔵品814百万円の実在性及び正確性についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、当第2四半期連結会計期間におけるこれらの資産の期首残高について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価3,392百万円についても、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

この結果、当監査法人は、当第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に計上されている商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の勘定残高並びに当第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。なお、当該事項は、当第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表及び当第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書と比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表及び前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書との比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

3. 監査報告書及び四半期レビュー報告書の受領日

2020年12月16日

4. 今後の対応

当社は、限定付適正意見に至った事由を重く受け止め、再発防止に向けた取り組みを行うとともに、第92期（2021年3月期）第3四半期以降の四半期レビュー及び年度監査に協力してまいります。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上